

改正

平成22年12月28日規則第37号

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市開発行為等の許可の基準に関する条例（平成19年条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第1項の規則で定める土地の区域)

第2条 条例第4条第1項の規則で定める土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画において定められた同条第2項第4号から第6号までに掲げる事項に係る施設の用に供される土地の区域
- (2) 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。）の用に供される土地の区域
- (3) 都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において計画的な市街地整備の見通しがあるものとして定められた土地の区域
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路に接しない土地の区域（開発行為をしようとする者が当該土地の区域と同項の道路とを連絡する同項の道路を新たに設置する場合における当該土地の区域を除く。）及び同項の道路に接し、かつ、当該道路が他の同項の道路に接続しない土地の区域

(条例第5条第1項第6号の規則で定める建築物)

第3条 条例第5条第1項第6号アの規則で定める住宅は、別表の1の項建築物の欄に掲げる住宅とする。

2 条例第5条第1項第6号イの規則で定める建築物は、別表の2の項建築物の欄に掲げる建築物とする。

(条例第5条第1項第7号の規則で定める開発行為)

第4条 条例第5条第1項第7号の規則で定める開発行為は、神社、寺院その他の建築物であって、その周辺地域の風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するものを建築する目的で行う開発行為とする。

(条例第7条第6号の規則で定める建築物)

第5条 条例第7条第6号アの規則で定める住宅は、別表の1の項建築物の欄に掲げる住宅とする。

2 条例第7条第6号イの規則で定める建築物は、別表の2の項建築物の欄に掲げる建築物とする。

(条例第7条第7号の規則で定める建築物の新築等)

第6条 条例第7条第7号の規則で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、神社、寺院その他の建築物であって、その周辺地域の風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するものの新築又は改築とする。

(条例別表1の規則で定める高さ)

第7条 条例別表1の規則で定める高さは、10メートルとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日規則第37号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第5条関係)

区分	建築物
1 条例第5条第1項第6号ア又は第7条第6号アの規則で定める住宅	次のいずれにも該当する住宅 (1) 住宅の高さが10メートル以下であること (用途の変更の場合は除く。) (2) 住宅の敷地面積が500平方メートル以下であること (条例第7条第6号アの規則で定める住宅は除く。)
2 条例第5条第1項第6号イ又は第7条第6号イの規則で定める建築物	次のいずれかに該当する建築物。ただし、敷地面積が1,000平方メートル以下のものに限る。 (1) 地域の活性化を目的とした建築物 (2) その他交流の促進、地場産業の振興等を目的とした建築物